

介護予防通所リハビリテーション利用約款

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設プエブロ稲敷（以下「当施設」という。）は、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、介護予防通所リハビリテーションを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設介護予防通所リハビリテーション利用同意書を当施設に提出したのち、令和7年11月1日以降から効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2. 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、重要事項説明書の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の介護予防通所リハビリテーションを利用することができるものとします。

（利用者からの解除）

第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の介護予防サービス計画書に関わらず本約款に基づく通所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当施設及び担当の地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、介護予防通所リハビリテーション実施期間中に利用中止を申し出た場合については、原則として、基本料金及びその他にご利用いただいた費用を当施設にお支払い頂きます。

（当施設からの解除）

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく介護予防通所リハビリテーションサービスの利用を解除・終了することができます。

- ①利用者が要介護認定において自立、要介護と認定された場合
- ②利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護予防通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
- ③利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を2ヶ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず、15日間以内に支払われない場合
- ④利用者又は扶養者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、反社会的行為又は暴力行為を行った場合
- ⑤天災、災害、設備の故障、その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることが出来ない場合

（利用料金）

第5条 利用者及び扶養者は連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護予防通所リハビリテーションサービスの対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額、及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2. 当施設は、月末締めで前月料金の合計額の請求書を毎月10日までに発行し、利用者及び扶養者は連帯して、当施設に対し、当該合計金額をその月の末日までに支払うものとします。
3. 当施設は、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。なお、領収書の再発行は致しませんので、各自の責任のもとに保管して下さい。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の介護予防通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

2. 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、扶養者に対しては利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当施設とその職員は、業務上知りえた利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の号についての情報提供については、法令上介護関係事業者が行うべき義務と明記されていることから、利用者及び扶養者から予め同意を得た上で行うこととします。

- ①サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ②地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所等との連携
- ③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
- ⑥適切な在宅療養の為の医療機関等への情報提供

2. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関での診療を依頼することがあります。

2. 前項のほか、介護予防通所リハビリテーション利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2. 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、又は他の専門的機関での診療を依頼します。
3. 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情の申し出)

第11条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する介護予防通所リハビリテーションに対しての要望又は苦情について、支援相談員に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、文書にて所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第12条 介護予防通所リハビリテーションの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害を賠償するものとします。

2. 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用約款に定めのない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。